

陳 情 書

件名 議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

要旨 政務活動費の支出にかかる収支報告書とともに、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

理由

- 1 市条例により、議員に交付される政務活動費については、交付を受けた議員は毎年度その収支の報告書と支出を裏付ける領収書等を議長に提出することが義務付けられており、何人も、提出されたそれらの収支報告書及び領収書等の閲覧や写しの交付を請求できることが定められています。
- 2 しかしながら、市民が、それらを閲覧するには、紙ベースで閲覧することしかできないため、平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、写しの交付を受けて持ち帰るには、その資料枚数が膨大なため約3万6000円（1枚あたり10円）の費用が必要になります。一方、請求のつど写しを作成する市職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書等の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほどの組織的で悪質な不正は防げたであろうと考えられます。
- 3 政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、市民が、いつでも安価でかつ容易に、それらの情報を得られることが不可欠です。そのためには、提出される収支報告書に限らず領収書等を議会ホームページで公開し誰でもが閲覧できるようにすることです。
- 4 今日、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていますが、その後、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施するようになり、さらに、宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市が今後ホームページ公開することを決定しており、加速度的に増加しています。このことは、政務活動費の使途の透明化には領収書等のホームページ公開が必要不可欠と考えられるようになっている、と見るべきです。
- 5 以上の理由により、一日も早く収支報告書とともに領収書等の議会ホームページでの公開を実現されるよう陳情致します。

2016年11月10日

和歌山市議会議長 野 嶋 広 子 殿

陳情者 和歌山市十二番丁10番地 本山ビル3階
市民オンブズマンわかやま
代表 阪 本 康 文
代表 松 井 和 夫

連絡先 073-433-2241（担当：畑中正好）